

記録保存を目的とする発掘調査の標準および積算基準

平成25年4月1日

長野県教育委員会

第1章 目的と適用範囲

1 目的

県または市町村の教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、周知の埋蔵文化財包蔵地において計画された開発事業との調整をおこなう。その結果、埋蔵文化財を現状のまま保存(以下「現状保存」という。)することができない場合、県の教育委員会は記録作成のための発掘調査の実施、その他の必要な事項を指示または勧告している¹。この記録保存を目的とする発掘調査(以下「記録保存調査」という。)は、埋蔵文化財保護上重要な行政措置のひとつであり、埋蔵文化財の活用や地域の歴史を解明する情報を得るための有効な手法でもある²。

一方、記録保存調査に要する経費の負担については、多くの場合、発掘調査の原因となった開発事業を計画または実施する者(以下「開発事業者」という。)に協力を求めている³。したがって、調査方法や内容、それに必要な期間や経費については適切な範囲でなくてはならず、開発事業者の理解と協力を得ることが必要となる。

文化庁では、『埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準について』(平成12年12月14日付け府保記第78号)や『行政目的でおこなう埋蔵文化財調査の標準について』(平成16年12月20日付け16府財第312号)で全国共通の積算標準および調査標準を示すとともに、同標準に準拠して、都道府県ごとに地域の特性や実情に応じた基準を策定することを求めている。

これを受けて、本県では長野県の特性や実情を踏まえながら、開発事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いを含めて記録保存調査の標準を定め、積算基準を策定する。

2 適用範囲

『記録保存を目的とする調査標準と積算基準』(以下「長野県基準」という。)は、記録保存調査の主体者(以下「発掘調査組織」という。)、開発事業者を問わず、原則として、県内で実施されるすべての記録保存調査に適用する。

また、教育委員会は、長野県基準に基づいて、教育委員会が設置した公立または財団の発掘調査組織や民間の発掘調査組織がおこなう記録保存調査を適切に監督・管理(以下「監理⁴」といふ。)する必要がある。

なお、県の教育委員会は市町村の教育委員会に対して、長野県基準の適用について必要な指導・助言や研修をおこなう⁵。

¹ 文化財保護法第93条第2項、同法第94条第4項、同法第184条第1項第6号、同法施行令第5条第1項第5号及び第2項、長野県埋蔵文化財関係事務処理要綱第2の3及び3による。

² 埋蔵文化財保護行政では「把握・周知」「調整」「保存」「活用」の各段階で、おのおのの目的に応じた調査がおこなわれる。「記録保存調査」は「保存」の段階で実施する本発掘調査である。「保存」段階の本発掘調査には、将来に向けての整備・活用を目的に、地下遺構の破壊を極力抑えて実施する「保存目的調査」もある。

³ 地方公共団体がおこなう発掘については文化財保護法第99条第2項による。

⁴ 「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」平成20年3月31日文化庁報告による。

⁵ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条

第2章 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い

1 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知(別紙1「開発事業に伴う埋蔵文化財の保護手順」)

教育委員会は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない¹。

具体的には、教育委員会は分布調査や試掘調査を実施し、埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等を可能な限り正確に把握する。さらに、新たに埋蔵文化財包蔵地を把握した場合や範囲等の変更があった場合は、すみやかに遺跡地図・遺跡台帳(以下「遺跡地図等」という。)を修正・更新し、常に遺跡地図等の整備充実を図る必要がある。

また、教育委員会は遺跡地図等をだれもが縦覧できるよう、教育委員会のみならず開発事業の担当部局や公共施設等に配備し、埋蔵文化財包蔵地の周知化を図る必要がある。さらに、公報等を通じて、どこへ行けば遺跡地図等を縦覧できるか周知するとともに、冊子やパンフレット等を作成するなど、埋蔵文化財保護の普及・啓発の継続的な実施が求められる²。

2 開発事業計画の把握と連絡調整体制の確立

公共事業については、県の教育委員会が毎年実施する公共事業照会に呼応して、市町村の教育委員会においても、担当部局の開発事業計画について把握する必要がある³。

また、民間の開発事業についても、担当部局との連携を図るとともに、早期に計画を把握するシステムを構築することが求められる。(参考1「土地利用および開発事業に対して申請・届出等を要する法規」)

3 法的手続きの周知

周知の埋蔵文化財包蔵地で、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的(以下「土木工事等」という。)で発掘しようとする場合は、文化財保護法により県の教育委員会あてに届出もしくは通知することが必要となる⁴。また、遺跡と認められるものを発見したときも、同様の手続きが必要となる⁵。教育委員会は、開発事業者に対して文化財保護法に定められた手続きを所定の期限までにおこなうよう周知徹底しなければならない。

なお、過去に開発事業が実施されている場合においても、埋蔵文化財包蔵地の範囲に変更がない限り、同様の手続きが必要となる²ことも開発事業者へ周知し、理解を求めることが必要である。

¹ 文化財保護法第95条

² 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」平成10年9月29日付け府保記第75号文化庁次長通知。なお、県の教育委員会は、「(仮称)埋蔵文化財包蔵地の把握と周知にかかる基準」を定める予定である。

³ 「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護にかかる連絡調整体制の整備について」平成9年8月7日付け府保記第183号文化庁次長通知

⁴ 文化財保護法第93条第1項および同法第94条第1項

⁵ 文化財保護法第96条第1項および同法第97条第1項

4 事前調査

記録保存調査の事前調査としては以下のものがある。

①分布調査

埋蔵文化財包蔵地の「把握・周知」の段階で、現地を踏査して地表面における遺物の散布状況や古墳・土壙・濠等の遺存地形を確認することによって、埋蔵文化財の有無を把握する調査。

②試掘調査

埋蔵文化財包蔵地の「把握・周知」の段階で、分布調査を補足して、埋蔵文化財の有無を把握するためにおこなう部分的な発掘調査。また、開発事業者との「調整」の段階で、埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等を把握するための部分的な発掘調査。

③確認調査

記録保存調査の期間や経費を見積もる段階で、調査範囲内の遺構・遺物の分布や密度、遺物包含層(以下「包含層」という)の数と地表面からの深さ等の情報を把握するためにおこなう部分的な発掘調査。

①または②の調査を経て遺跡地図等が作成され、周知の埋蔵文化財包蔵地が確定する。したがって、分布調査や試掘調査は埋蔵文化財包蔵地の把握と周知を所管する教育委員会が、埋蔵文化財保護業務の一環として実施するべきものである¹。また、試掘調査で得られた情報は、現状保存を要する重要な遺跡の有無と範囲や、現状保存できない場合の記録保存調査の範囲等を明確にするために必要となる。すなわち、開発事業者との調整にあたって必要な情報を求める調査であるため、原則として教育委員会が自ら実施することが求められる。

一方、③は記録保存調査の実施が避けられない場合に、それにかかる期間や経費の正確な見積りをおこなう段階の調査である。確認調査は、原則として当該記録保存調査の主体となる発掘調査組織が実施する。ただし、民間調査組織が記録保存調査をおこなう場合は、教育委員会もしくは教育委員会が設置した発掘調査組織が実施し、開発事業者や民間調査組織へ情報を提供する。

試掘調査や確認調査は、開発事業者へ適切な説明ができるよう、計画性と明確な問題意識をもってあたる必要がある。

なお、開発事業地内であらためて分布調査や試掘・確認調査を実施する場合は、土地所有者や開発事業者の十分な理解を得ておかなければならぬ²。

5 調整

開発事業の計画策定段階から開発事業者との連絡を密にし、調整の段階において、計画変更等による現状保存が可能な方策を探る必要がある。計画決定後においても、適切な埋蔵文化財の保護が実現できるよう、十分な調整が求められる。

調整により記録保存調査が必要となった場合は、その範囲、発掘調査に要する期間や経費を提示し、開発事業者に対して十分な説明をして理解を得る。また、発掘調査体制や調査の結果

¹ 文化財保護法第95条

² 文化財保護法第4条第3項

重要な遺構や遺物が検出された場合の措置、出土品の取扱いなどについても合意を得ておく¹。こうした調整の経過および結果については記録に残し、開発事業者と会議録を共有することが望ましい。

6 発掘調査の実施にかかる協定および委託契約

調整の結果、合意された事項については、開発事業者と教育委員会、発掘調査組織との間で協定書を作成し、締結することが望ましい。特に、発掘調査が複数年度におよぶ場合は、協定の締結が求められる。

協定書には、発掘調査予定期間や開発事業者による経費負担の範囲とその概算額とともに、発掘調査体制、教育委員会の役割や権限、出土品や図面・写真等の記録(以下「記録類」という。)の発掘調査後における帰属、著作権の帰属等を明確にしておく。また、予測を超えた遺構数が検出されたり重要な遺構や遺物が発見されたりする場合のほか、自然災害等による変更もあり得るので、再調整や契約変更についても明示しておく。

発掘調査の委託契約書は、上記協定書に基づいて締結される。契約書においても、出土品や記録類の帰属にかかわることや、遺失物法や文化財保護法にかかわる手続きの分担等についても明示しておく。(参考2「協定書案および契約書案」)

¹ 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」平成10年9月29日付け文保記第75号文化庁次長通知

第3章 記録保存調査の標準

記録保存調査の標準は、長野県内で記録保存調査をおこなう際の手順や方法等の目安となるように作成した。しかし、記録保存調査は、既存の調査成果の有無、遺跡の環境、遺構・遺物の時期や内容および対象となる開発事業の内容等により、状況に応じた対応が求められる。また、記録保存調査は破壊される遺跡から効率的にできる限りの情報を取り出して整理し、保存する作業であるため、遺跡の特性に応じて手順や方法等に創意工夫が求められる。

したがって、個々の記録保存調査については、この調査標準に基づいて調査仕様を定め、開発事業者に対して理解と協力を求めることが必要である¹。

なお、発掘調査の手順と方法等に関する具体的な内容については『発掘調査のてびき』(文化庁)に詳述されているため、実際の調査に際して参照することが求められる。

1 基本的な事項

(1) 記録保存調査の性格と内容

記録保存調査は、土木工事等によって破壊される周知の埋蔵文化財包蔵地を保存するための行政措置としておこなう本発掘調査である。教育委員会は、記録保存調査の実施と監理を適正におこない、それに伴う出土品や記録類について適切に保存活用を図らなければならない。

記録保存調査は、①現地における発掘調査作業(以下「発掘作業」という。)、②出土品と記録類の整理作業から報告書作成までの作業(以下「整理等作業」という。)を経て、③発掘調査報告書(以下「報告書」という。)の刊行にいたる一連の作業によって完了する。

①発掘作業

土壤の特徴を見極めながら掘削し、そこに埋蔵された遺構と遺物等の存在およびその相互関係を明らかにするとともに、それらの記録を作成する作業である。遺跡を解体・破壊しつつおこなわれる作業であり、後にやり直すことや再検証することは不可能な性質のものである。

②整理等作業

発掘作業で作成された記録類と出土品について、考古学の手法を中心に既往の学術的な成果に基づいて整理・分析し、最終的には遺跡の内容をまとめた報告書の作成を目的としておこなうものである。さらに、出土品と記録類を将来にわたって保管し、公開・活用を図ることに備えるための作業でもある。

③報告書

現状保存することができなかった埋蔵文化財に代わって後世に残す記録のうち最も中心的なもので、発掘調査の成果を公開・活用できるようにするものである。内容は行政措置と学術的な成果の記録からなる。

(2) 記録保存調査に関する基本的事項

記録保存調査は、遺構をすべて掘削することが前提であり、遺跡のもつすべての情報を適切

¹ 「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」(平成20年3月31日付け文化庁報告)

に得るため、今日の考古学等の水準を踏まえた上で、必要な作業を、問題意識をもって、目的に対して必要な範囲で実施しなければならない。

調査にあたっては、発掘作業から整理等作業にいたるまで、必要性に疑問がある作業は避け、遺跡に関する有用な情報の記録を、可能な限り客観的で、正確かつ必要十分な形で、後世に残すことができるようとする。

(3) 発掘調査の工程と体制

発掘調査は、発掘作業から報告書の作成にいたる合理的な進行体系と個々の仕事の作業量等を見極めて策定した計画のもとで、適切な順序により進める。特に記録保存調査においては、調査範囲の遺跡内容や規模に応じた適正な期間と経費を踏まえて、遺構調査やその記録作成あるいは遺物の実測等のような時間や手間を要する工程に比重を置く等、全工程を見通してバランスのとれた作業配分で進めることが求められる。のために、各工程の目的・意義や作業内容とそれに要する作業の質および量の程度等は、調査を担当する職員(以下「調査員」という。)が十分に理解してこれにあたる必要がある¹。

また、発掘調査の工程と各作業は、内容的に一定の水準を保ったものであることが求められる。そのため、調査員は専門的知識や技術の面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査にかかる作業を掌握して全工程を適切に進行させることができるとともに、報告書を適切に作成できる者である必要がある¹。長野県基準に基づいた記録保存調査をおこなう上でもこの要件は不可欠であり、調査員の資質の向上に努めることが望ましい。必要に応じて、調査員を補佐する調査補助員を置く場合もある。

さらに、記録保存調査を円滑に進めるためには、調査全体の進行および安全管理、経費・施設・人員等の確保のための組織的対応が不可欠であるから、適切な体制作りも必要である²。

発掘調査体制の整備にあたり、記録保存調査の対象となる遺跡の性格・内容や重要性等の観点から、調査の計画およびその実施、出土品を含む遺跡の評価等についての客観性を確保するため、教育委員会において、学識経験者や外部の有識者等により構成される委員会を組織するなど、あらかじめ検証の仕組みを設けておくことが望ましい。

また、発掘作業中に重要な遺構や遺物が確認されたことを契機として、発掘作業や整理等作業の客観性を確保するため、学識経験者や外部の有識者等に指導・助言を求める場合もある³。

なお、発掘調査はその過程で予期しない要素が加わり、当初の計画を修正せざるを得ない場合がある。その場合は、開発事業者に対して早めに十分な説明をおこなう必要がある¹。

(4) 調査手法の開発・改良

記録保存調査にかかわらず、発掘調査の手法は、効率性・経済性、考古学や関連分野の研究進展等の観点から、これに関連する機器や用具の技術開発にあわせて、新たな開発や改良を進めすることが望ましい。とりわけ進展が著しいデジタル技術に関しては、測量や記録、報告書の作成、報告の媒体、公開・活用において、既に適宜取り入れられているところであり、今後、さらにそれらを導入した調査やその成果の公開・活用に関する手法の開発や改良をおこなうことが求められる。

¹ 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」平成10年9月29日付け文部省保記第75号文化庁次長通知

² 「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」(平成20年3月31日付け文化庁報告)

³ 「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」平成12年11月17日文部省保記第236号文化庁長官通知

2 発掘作業

(1) 発掘作業の基本方針

ア 遺跡の種類・立地等に対応した発掘作業

発掘作業は、遺跡を構成する主要な要素である遺構と遺物の関係を解体することになるものであるから、後の分析・検討にとって有用な情報を細心の注意を払って確認・把握し、記録することが求められる。

遺跡はその種類や立地環境によって一様ではなく、それぞれに応じた作業方法がある。集落遺跡と古墳や窯跡では作業方法が異なるし、台地上に立地する遺跡は遺構検出面が比較的浅く、遺構面も単一であることが多いのに対し、低湿地に立地する遺跡は遺構面が複数であることが多く、有機質遺物の出土にも注意を払わねばならないなどの差異がある。このような遺跡の種類・立地の差異に対応できるよう、発掘作業が求められる。

なお、本県においては冬期間の気象条件が厳しく、地域によっては、降雪・積雪や土壌表面の凍結や日照時間の影響等により、効率的な発掘作業を実施することが難しいだけでなく、遺構や遺物を適切に記録保存することが困難な場合がある。また、暖房や採光等、安全管理上留意すべき要件が増える。したがって、12月から翌年の2月ないし3月までの期間については、原則として現地での発掘作業は避けることが望ましい。やむをえず実施する場合には、充分な安全対策を講ずるとともに、凍結防止策や除雪策等にかかわる応分の予算措置を講じることが適当である。

イ 発掘作業方法の適切な選択

発掘作業における各工程の作業は、同じ比重をもっているわけではない。遺跡の本質的な構成要素である遺構と遺物の所在、およびそれらの有機的な関連を明らかにすることが重要であり、それに関連した工程に重点を置くことが求められる。

その上で、各工程内の作業については、期待される成果と作業に要する労力を勘案して、最も有効かつ効率的な方法を選択し適用することが望ましい。例えば、包含層の掘削においては、遺構との関係の強弱に応じた方法を選択し、包含される遺物の取扱い方に差をもたせる等の工夫が必要となる。全工程のなかでも遺構を掘削する「遺構調査」の工程は最も重要であるから、十分な時間を充て慎重に作業する。遺物は埋土内における状況等によってその資料的価値を的確に判断し、それに応じた取上げ方法をとる。

ウ 目的に即した作業の実施

発掘作業における各工程の作業は、本来、どのような趣旨や目的でおこなうものであるかを正しく認識した上で実施することが求められる。選択した作業方法によって得られる結果が、発掘調査全体のなかで後の作業や最終の成果にどのようにいかせるかを考え、必要十分な作業の実施に努める。

エ 客觀性と正確さの確保

学術的な活用にも供しうる成果をあげる発掘作業とするためには、その水準を一定の高さに保ち、後の検証に耐えうるように正確で客觀的に実施することが求められる。そのため、層位

の把握や遺構の重複関係の確認等にかかる重要な工程にとどまらず、発掘作業計画の立案の段階から日々の進行、発掘成果の検討にいたるまで、複数の調査員で検証する等、正確さと客観性を保つことが大切である。

やむをえず1人の調査員で発掘作業をおこなう場合においては、過程の要所において学識経験者や外部の有識者等に指導・助言を求める等の配慮が必要である¹。

才 的確な記録・資料の作成

発掘作業の各工程においては、確認した事実や得られた成果について適切な記録を残すことが求められる。単に記録が詳細であればいいというものではなく、後の整理や分析および報告書の作成に有効で無駄のない記録とするために、最善の方法を工夫することが大切である。

遺物の出土位置の記録は、出土状況によって資料的価値を正しく判断し、その価値に応じた記録方法を選択することが求められる。遺構完掘段階の記録は基礎的な資料であるため、必要な情報を的確に、可能な限り漏れなく捉えた記録類を作成する。

力 安全管理の徹底

発掘作業において、調査員や作業員をはじめ周辺住民等の安全確保は、すべての作業に優先しなければならない。調査組織および調査員には安全衛生に関する法令の理解と適切な運用が必要である。適切な安全が確保できない場合は直ちに作業を中断し、必要な安全対策を講じなければならない²。

安全管理体制、安全教育、発掘作業における安全衛生管理(個々の作業における安全衛生管理を含む)、発掘作業現場や現場事務所の管理等、緊急時の対処と連絡体制、定期点検と日常点検および発掘機材等の整備と点検にかかる具体的な留意点については、「発掘調査のてびき 集落遺跡発掘編」63-69頁による。

(2) 発掘作業の工程とその内容

発掘作業の基本的な工程・内容を大別すると、(ア)発掘作業の前段階の作業、(イ)表土等および包含層の掘削、(ウ)遺構調査、(エ)現地収集、(オ)理化学的分析、(カ)日常管理等からなる。このうち(カ)の作業は(ア)から(エ)の作業と並行しておこなわれるものである。

以下、各作業工程についての要点を述べ、具体的な内容については別紙4に記すこととする。

ア 発掘作業前段階の作業(別紙2「発掘作業の標準1」)

まず、事前調査の知見と周辺地域におけるこれまでの調査成果に基づき、発掘作業の工程等を決定するとともに、具体的な作業方法について検討する。

次に、遺跡の正確な位置を記録するため、標準の座標に基づいた基準点を確保する。

遺跡周辺の微地形や遺物の散布状況等は、古墳等地上に顕在している遺構だけではなく、地下遺構についても有用な情報を示していることが多いため、十分な現地踏査をおこなった上で、特に旧地形が残っている場合は、掘削前に地形測量や写真撮影を実施することが求められる。

それらの作業の後、遺構や遺物の出土位置等を表す基準枠となるグリッドの設定をおこなう。基準点やグリッドの設定は表土等の掘削後におこなう場合もある。

¹ 「埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について」平成12年11月17日府保記第236号文化庁官通知

² 労働安全衛生法・同施行令・規則

発掘作業を円滑かつ効率的に実施するために、作業拠点となる現場事務所、進入路、排土置場等を設定するとともに、現場への立入りを制限し注意を喚起するため調査範囲の縄張り・柵囲いをおこない、標識を掲げなければならない¹。調査範囲の伐木・伐採や仮畦畔・水路の設置、矢板の打設、防塵・防音ネット設置等は、状況に応じて実施することが求められる。

最後に、過不足のないよう作業員の確保をおこなう。作業員には、雇用条件のほか発掘作業に伴うリスクや安全衛生にかかる遵守事項等について十分説明し、理解を得ておかなければならない。また、発掘調査組織は作業期間中の事故等の発生を予防するため、あらかじめ作業員の健康状態等を把握しておくとともに、労働関係法令の定めるところにしたがって労働者災害補償保険へ加入しなければならない²。

なお、発掘作業を安全かつ円滑に実施するために、現場周辺の住民をはじめ関係機関、通学区を要する小・中学校、最寄りの病院等に発掘作業に対する理解と協力を求めるとともに、危険箇所の周知徹底を図る必要がある²。

イ 表土等および包含層の掘削(別紙2「発掘作業の標準1」)

発掘作業の主目的である遺構を検出するため、表土および包含層上面までの土(以下「表土等」という。)や包含層について、土壤とその内容や性格を遺物の出土状況等から的確に見極めながら、効率的に掘削する。遺跡における掘削の具体的な方法は、そこに含まれた遺物の取上げとその出土状況の記録に関する取扱い方法とに密接に関連するものであり、含まれる遺物の内容や性格に応じた適切な方法を選択することが求められる。

①表土等の掘削

表土等は、通常は遺物をほとんど含まないが、含んでいる場合もそれは二次的な堆積や攪乱によるものであり遺構との関連は薄いため、重機等を用いた効率的な掘削を原則とする。

②包含層の掘削と遺物の記録

包含層とは、遺構面上に堆積した遺物を含む層である。包含層には、遺物が遺構面の上におおむね原位置に近い状態で所在して遺構との関連が特に強いものと、二次堆積によるものや後世の形成にかかるるものとがあり、ここではそれぞれ「一次包含層」と「二次包含層」と呼ぶ。包含層出土の遺物は遺構内出土遺物に次いで意味のある資料であり、特に一次包含層の遺物は重要である。

包含層の厚さ、遺構面の深さ、遺構の分布状況および遺物の包含状況等については、事前調査によりある程度の見通しは得られているとしても、確実な予測をもって適切な方法を選択して掘削をおこなうためには、あらかじめ正確に把握しておくことが大切である。そのためには、必要な箇所に適宜トレーナーを設定して、包含層の性格や遺構の分布の概略等にかかる知見を得た上で、全体の掘削をおこなうことが有効である。

二次包含層の掘削はスコップ・じょれん・唐グワ等(以下「大きな掘削具」という)によりおこなうが、遺物が少ない場合等は調査員立会い下で重機によって薄く剥ぎることとし、遺物は主として発掘区や大きな区画のグリッドごとに層位単位でまとめて取り上げる。

一方、一次包含層は移植ごて・草削り・手グワ等(以下「小さな掘削具」という)により掘り下げ、層の広がりを立体的に把握するとともに、遺物の年代や数量、出土状態等を観察しつつ、遺構との関係を常に留意しておこなう。遺物については、グリッドごとに層位単位でまとめ

¹ 労働安全衛生法・同施行令・規則

² 安全管理規則等

て取り上げる。ただし、旧石器時代の包含層や遺物の出土状況が特に重要な意味をもつと判断される場合は、三次元的な位置を記録し（以下「ドットマップの作成」という）または出土状況を実測する場合がある（以下「出土状況の実測」という）。

低地や扇状地の遺跡では、遺構面の上を河川堆積物等が覆い、その上面が別の遺構面となっていることが多い。また、台地や丘陵等では、ローム層中に旧石器時代の遺物が包含されていることもある。こうした遺跡では、上位の遺構面の遺構検出と遺構掘り下げをおこない、写真や図面等の記録作成が完了したのち、下位の遺構面までの間の包含層や堆積層を除去して、遺構・遺物の検出と掘り下げ、記録作成の工程を繰り返すことになる。

ただし、個人住宅等の恒久的でない工作物を設置する場合で、下位の埋蔵文化財が掘削されたり保存に影響を与える場合、下位の掘削はおこなわない。

遺構面の数は、発掘作業の期間や経費とも大きく関係する。そのため、事前調査により正確な情報を把握しておくことが求められる。事前調査では上下の遺構面の間にある包含層の厚さを確定し難い場合は、調査範囲の周りに設けた排水溝を利用するか、上位の遺構面の発掘完了後にサブトレンチを設定するなどして、下位の遺構面との境界を把握する。

ウ 遺構調査（別紙3～6「発掘作業の標準2～5」）

遺構調査は発掘作業の中核をなす工程であり、十分な時間を充てて慎重に作業することが求められる。遺構に関しては、調査によってその機能や性格、構築法や時期、補修・改変を含む使用状況、廃棄の時期や状況・過程等を解明する。そのためには、形状・規模や構造等および遺構内の埋土（覆土）の層位と各土層のあり方および遺物の包含状況を正しく把握することが大切である。例えば、形状や規模等から竪穴建物と判断される場合、埋土のうち上層の自然堆積層部分は、建物の廃絶後に形成されたもので、そこに含まれる遺物により廃絶の時期や状況が示唆され、また、建物の床面に据えられた土器により建物の構築・使用の時期や建物と土器の使用状況が推測される。発掘作業時において、これらのすべてを必ずしも解明できるわけではないが、それを念頭において掘削し記録類の作成をおこない、のちの整理等作業に備える。

遺構の発掘にかかる具体的な内容は「発掘調査のてびき 集落遺跡発掘編」117-224頁に詳しいため、以下、作業ごとの要点を記す。なお、旧石器時代、古墳及び窯跡における発掘調査の手順と方法、成果品、仕様および留意点については別紙3及び5・6に示した。また、縄文時代以降の一般集落における竪穴建物や掘立柱建物、その他の建物、土坑、溝、井戸、生産関連遺構については、別紙4に成果品と仕様および留意点のみ示した。

① 遺構検出

土壤の色調や粒度、硬さ、混入物（遺物、砂礫、炭化物ほか）を慎重に見極めながら、遺構の所在を把握し、その平面形態や規模を明らかにする。さらに、埋土の状況や遺構の配置状況、出土遺物等にも注意を払い、遺構の性格や時期を推定する。重複する遺構がある場合は、相互の先後関係や遺構の層位的な位置関係を把握して、時間的変遷を推測する。遺構を検出した段階で、遺構番号を付したり遺構配置を検討したりするために、簡略な配置図（遺構概略図）を作成することが有効である。

遺構検出の結果、遺構の位置や種類、規模等が確定すると、遺構掘り下げの順序や記録作業の工程を具体的に計画できるようになる。この段階で、発掘作業計画を再検討し、必要があれば見直す。また、自然科学分析を要する可能性のある遺構や遺物が検出された場合は、専門家の助言を得られるような措置を講じる。

②遺構掘削

遺構の掘削は、人間の活動と関係のある機能面や加工面を検出しながら、遺構の形成から廃棄にいたるまでの時間の経過を逆に遡る作業である。漫然と掘り下げるのではなく、解明すべき点を意識しながら、一定の見通しをもって適切な方法によりおこなう。

埋土の掘削は、遺物の記録および取上げと並行しておこなうものであり、それと密接に関連する埋土の基本層位と遺物の包含状況等について、あらかじめある程度把握しておくことが求められる。遺構上面の平面的な観察を入念におこなうほか、適宜サブトレンチを設定するなどして、断面からそのあり方を把握することも有効である。埋土内の土層観察によって、各土層が自然堆積か人為的な埋土かをそのあり方から見極め、竪穴建物では床面直上層と上層の自然堆積層等を識別することが大切である。それにより、具体的な掘削方法と遺物の取扱い方法、さらにその手順についての見通しが得られる。

遺構の掘削は、上方に堆積している土層から1層ずつ除去していくことを基本とする。その際、遺物の出土状況に留意しつつ、小さな掘削具により慎重におこなう。また、遺構が重複する場合は、まず新しい遺構を掘り下げ、記録したのちに、先行する遺構を掘り下げるのが原則である。その際、サブトレンチやベルトを残した掘り下げや、新しい遺構の外側の古い遺構の埋土を土手状に残したり、遺構の新旧の順位に段差をつけて掘り下げたりして、遺構の先後関係を記録する。

遺物は、出土状況に特別な意味が認められない限り、遺構埋土の各土層と遺構内に任意に設定した区画ごと一括で取り上げることを基本とする。廃棄された遺物についても、個別の遺物の出土位置は偶然の結果であることが多いため、土層ごとに取り上げる。ただし、建築部材等の大型部材は、転用後の加工や使用痕と、転用前の情報を識別する上で、出土状態の把握は重要な意味をもつため、十分な観察をおこなったのちに、必要に応じて出土状態の記録をとる。一方、例えば建物床面に据えられたことが確認できる土器や、カマドに使用された土器等、意識的に置かれた遺物や遺構を構成する遺物については、遺構との関連がわかるように出土状況の実測をおこなう。旧石器の場合は土に残された遺物の雌型(「インプリント」という。)をはじめ、主軸方向や伏角なども必要に応じて記録する。

また、旧石器時代の遺跡のように遺構の形態や輪郭が捉えがたいときや、遺構の重複が特に著しいとき、石器製作等にかかる遺構で微小な遺物が遺構の性格や時期決定に關係すると考えられる場合は、出土位置の三次元情報記録(以下「ドットマップ」という。)を作成する方法が有効なこともある。ドットマップの作成をおこなう場合においても、遺物が属する土層の確認は重要であり、個々の遺物に対して埋土や出土層位の記録は必須である。

遺物は、保存や盗難にも留意し、出土状況の観察・記録作成ののち、すみやかに取り上げる。木製品は取り上げる際の傷や圧痕と本来の加工や使用痕との見分けが困難になるため、取り上げ作業には時に注意を払う。玉類・種子類・石器の剥片等の微細な遺物は、遺構内の埋土ごと取り上げたのちに、洗浄しながら採取することが有効である。

取り上げた遺物は、遺跡名、発掘区、出土遺構、層位、取上げ日等の情報を記入したラベルを添えて、ビニール袋や整理箱等に入れて持ち帰る。

③遺構の記録

遺構調査の過程およびその完掘後に実測と写真撮影をおこなって、客観的かつ正確な記録として実測図と写真を残す。

実測図は、寸法を正確に示すことができると同時に、不要な情報を省いて整理し、実測者の問題意識や意図を反映した表現とすることができます。それだけに、その発掘作業や遺構に

精通した者が関与し、調査員は成果が正しく表示されているかを常に確認する。

なお、実測には二次元の平面図を作成したのち、高さに関する情報を加える伝統的な手法と、トータルステーションやGPS、地上型レーザースキャナーにより三次元座標を直接取得する方法、写真測量等がある。それぞれの特性や利点、欠点を十分認識し、遺構や現地の状況に応じて実測・測量方法を選択することが求められる。

一方、写真は寸法を正確に表現できないが、被写体の材質感、立体感や遠近感、雰囲気や臨場感を表すことができ、目的によって、長期間の保存と活用を目的とした発掘記録、発掘作業過程のメモ、遺構や遺物の図化等、さまざまな場面で利用することができる。したがって、天候や撮影時刻、撮影方向や高度、機材・感材の選択、露出の決定等に留意して、被写体の形状や位置、材質感や色調が明瞭で、しかも精緻に記録され、後世の使用と保存に耐えうるものを撮影することが求められる。

記録保存調査において、実測図と写真はとり直しのきかない重要な成果品であるとともに、それ自体が文化財であることを意識し、それぞれの特質を理解して必要な情報を十分記録できる方法をとる。

実測と写真にかかる手順と方法および留意点については「発掘調査のてびき 集落遺跡発掘編」226-240頁および250-262頁を参照されたい。

図面や写真による記録を補足するとともに相互を結びつけるものとして、文字による記録がある。文字記録は整理等作業を効率よく進めるにあたり、だれもがそれを理解できる内容で記述することが求められるため、様式を統一し基本的な項目ごとに明確かつ簡潔に記載することが求められる。特に遺構掘削の場合は、観察に基づいてとられた作業方法や結論等、試行錯誤の過程を記録しておくことが大切である。

文字記録にかかる手順と方法および留意点については「発掘調査のてびき 集落遺跡発掘編」241-249頁を参照されたい。

エ 現地撤収(別紙2「発掘作業の標準1」)

掘削をおこなった現場は、状況に応じて重機等を用いて埋め戻しをおこなう。埋め戻し範囲や方法、経費負担、現地撤収後の現場管理については、事前に開発事業者と調整を図っておく。

発掘作業終了後は、原則として、開発事業者および土地所有者の立会いの下で作業完了の確認検査を実施する。その際、現場管理等について必要な引継ぎをおこなう。

すべての発掘作業が終了した段階で、機材の搬出、設備の撤去をおこなう。

オ 理化学的分析

遺跡の性格を総合的に明らかにするため、必要で有効な場合は、土壤や遺物について適切なサンプリングを実施し、理化学的分析をおこなう。

本県の場合、本州最大の黒曜石原産地遺跡群を抱えている地域的な特性を考慮して、黒曜石の産地推定分析をおこなうのが望ましい。

カ 日常管理等(別紙2「発掘作業の標準1」)

発掘作業においては、日誌や写真により作業進行の記録を残す。日々の成果と課題を整理することにより、以後の調査を円滑に進めることができ、後の検討および追跡のための資料となる。日誌には、遺跡名および発掘区、年月日、天候、工程、作業内容、記録者のほか、調査員・作業員の出勤状況や重機の稼動時間を作業内容・量とともに記録しておくことで、積算の

根拠を把握するのに役立つ。

安全対策は発掘作業の全工程にわたって必須である。発掘作業はその性格上、常に土砂崩壊、感電、高所からの転落等の危険を伴うため、労働安全衛生法等に基づいた安全基準を遵守して事故防止に配慮しなければならない¹。

なお、地域の人々に文化財に対する理解を深めてもらうことは教育委員会の責務のひとつであり、発掘作業現場の公開や出土品の展示会等は有効な手段となる。発掘作業前には、遺跡の場所や調査期間、予想される時代等の情報を広く市民に周知するとともに、適当な時期に遺跡の現地説明会等をおこなって発掘作業の普及・公開に努めることも大切である。

ただし、それらの実施にあたっては、開発事業者の理解と協力を得ておくことが求められる。

3 整理等作業

(1) 整理等作業の基本方針

ア 作業対象の選択と作業の実施

整理等作業は、発掘作業で明らかにされた遺跡と遺物の内容を踏まえて、適切な方法を検討して実施計画を立案することが求められる。

発掘作業は、遺構・遺物のすべてが作業対象となるものである。これに対し整理等作業の場合、遺物については、報告書に掲載されるものを対象としておこなう作業が多く、遺構についても報告書における取扱いによって必要な作業内容が異なるものである。そのため、整理等作業は、報告書に掲載する資料をどれだけ選択するか等によって作業量が大きく変動することとなる。したがって、その選択は、作業の各工程において、目的に応じ、考古学的な知見・手法に基づき適切におこなう。

とりわけ、遺物は遺跡を理解する上で重要な資料であり、遺物に関する整理等の作業は多大な作業量を要する上に、接合・実測・復元等中核をなす作業は専門的な知識と熟練した技術が不可欠である。そのため、調査員が考古学的な観察、分類を適切におこなった上で、資料的価値に応じて報告書に掲載するものを正しく選択する。

従来、発掘作業の規模拡大による整理等作業の大規模化に伴い、各作業工程の目的や意義が十分理解されないまま機械的に進められる傾向もみられるが、作業対象の資料の選択が適切におこなわれなかつたり、必要あるいは不適切な作業方法がとられたりすることがないよう、あらためて目的と意義を正しく認識して作業を進めることが求められる。

イ 作業の担当者

整理等作業は、発掘作業についての情報や成果を正確に把握した上でおこなう必要があることから、発掘作業を担当した調査員がおこなうことが望ましい。特に図面や写真の確認・点検等をおこなう「調査記録の基礎整理」の工程は、原則として発掘作業を担当した調査員がおこなうことが求められる。

ただし、一定の水準を確保し、内容に応じて効率よく作業を進める上では、必要に応じて発掘担当者以外の者の協力を得ることが効果的である。

作業対象についての分類・選択に際しては複数の調査員がかかわる等、客觀性を確保するた

¹ 労働安全衛生法・同施行令・規則

めの体制をつくることが望ましい。

ウ 作業の実施時期

発掘調査の結果を正確に報告書に反映させるためには、発掘作業についての認識・記憶が確実で鮮明なうちに整理等作業に着手し、報告書を可能な限り早く作成することが求められる。また、調査成果を迅速に公開することが望ましい。

これらのことから、後述4で示すとおり、報告書は発掘作業終了後おおむね3年以内に刊行することを原則としているので、それにあわせて整理等作業をおこなう。

なお、調査記録の基礎整理では発掘作業中の遺構との照合等をおこなうことになる。また、遺物の種類や時期等の情報は発掘作業を進める上でもおおいに参考になる。したがって、調査記録の基礎整理や遺物の洗浄等は発掘作業と並行してすみやかにおこなうことが有効である。

ただし、本県の場合、前述2(1)(ア)でも記したように、12月から翌年の2月ないし3月までの期間については、原則として現地での発掘作業は避けることが望ましいことから、これ以外の期間に発掘作業を完了させることが求められる。したがって、冬期間を調査記録の基礎整理や遺物の洗浄等に充てる場合もある。

(2) 整理等作業の工程とその内容

整理等作業の基本的な工程・内容を大別すると、(ア)記録類と遺構の整理、(イ)遺物の整理、(ウ)調査成果の検討、(エ)報告書作成作業、(オ)保管・活用に備えた作業となる。

基本的には(ア)による遺構と(イ)による遺物の整理検討を受けて、(ウ)で両者をあわせた総合的な検討をおこない、(エ)の報告書の作成にいたる。ただし、これらの各工程の作業は、必ずしもすべてが明瞭に区別されて順番におこなわれるものではなく、内容によっては複数の工程を並行しておこなったり、順序を逆にしておこなったりする方が適当な場合がある。

以下、各作業工程についての要点を述べ、具体的な作業方針と留意事項は別紙5に示す。

なお、整理等作業の詳細な手順と方法については「発掘調査のてびき 整理・報告書編」5-158頁を参照する。

ア 記録類と遺構の整理(別紙7「整理等作業の標準」1)

記録類の整理の工程は、主として遺構に関する調査記録の整理、検討等をおこなうものであり、①調査記録の基礎整理、②遺構データの整理・集約、③遺構の検討の工程がある。

① 調査記録の基礎整理

発掘作業で作成された記録類について、整理等作業に確実かつ効率的に活用できるよう内容を十分確認・点検して台帳等を作成する。

② 遺構データの整理・集約

前段階の工程で整理された記録類をもとに、遺構単位に、その種類、規模や形状、新旧関係等のデータを整理し、集約する。

③ 遺構の検討

整理、集約された結果をもとに遺構の種類・性格・時期、遺構群全体における位置付け等をおおよそ検討し、報告書における各遺構や遺構出土遺物の取扱い等の概略を決める。

イ 遺物の整理(別紙7「整理等作業の標準」2)

遺物の整理の基本的な作業工程としては、①洗浄・乾燥・注記、②接合、③実測、④遺

物全体の検討、⑤復元、⑥写真撮影、⑦理化学的分析、⑧保存処理等がある。これらは、遺跡の特徴や遺物の状態により必要のない場合や、いくつかの工程を並行して進める場合、あるいは順序を逆にしておこなうのが適当な場合もある。

遺物は、遺跡や遺構の時期や性格等を示す重要な資料であり、その出土状況によっては、遺構の埋没過程、一括遺物の器種構成等のほか、共伴遺物の時期や性格等を示すこともある。また、単独でも編年や地域性等を示す資料としての価値を有している。したがって、遺物の整理とその分析は、発掘調査の成果を示す上で極めて大切な作業である。

遺物を客観的に示す方法としては、実測図・写真・拓本等の二次元的な表現に、文章や属性表等を加えて説明するのが原則である。実測図は、最も多くの情報を表現することのできる基本となる手法である。写真は実測図では表現できない遺物の材質感や量感、製作技法、遺存状況等を示すためには有効であり、拓本は凹凸のある文様や製作技法を墨の濃淡によって簡便に表すのに適している。それぞれの特性に応じたものを選択し、これらを組み合わせて総合的に遺物の全容を正しく示すことが求められる。したがって、遺物の出土量や種類ごとの比率等全体の傾向について正確に把握した上で、それぞれの工程において作業の対象とすべきものを適切に選択して作業を進めることが大切である。

各作業を作業員や業者に委託しておこなう場合、特に実測については、調査員により成果品が適切に完成しているかどうかを確認する作業が欠かせない。

以下、各作業についての要点を示す。

① 洗浄・乾燥・注記

遺物を正確に観察できるように、付着している土壌等を洗浄して乾燥させたのち、遺物出土地点等の必要な情報を直接書き込む作業である。注記は乾燥後に遺物全体を観察し、後の作業上および保管・管理上必要なものについておこなう。

② 接合

遺物の破片を本来の形に近づける作業である。これにより遺物の種類、形状、時期等をより正確に判断することが可能となり、関連する各遺構の同時性等を知る上で有効なものもある。この後に実測や写真撮影等の作業が続くことになるので、破損しやすいものについては石膏等で補強をおこなうこともある。

また、この作業工程は遺物の全般的な観察をおこなう機会でもある。作業は、遺構から出土した遺物等資料的価値が高く、報告書に掲載すべきものを優先して効果的に進める。

③ 実測

遺物を観察しながら計測し、図を作成する作業である。個別の遺物を最も詳細に観察する機会であり、重要な意義をもつ工程である。実測図は、遺物の細部にわたる特徴等を含めて、最も豊富な情報量を表現することが可能であり、その有効性が一般に広く定着しているため、報告書には不可欠のものである。

実測は、単純に実測が可能なものすべてについておこなうのではなく、その遺跡や遺構を理解する上で有用な情報を有する遺物を選択しておこなう。遺物はすべて何らかの資料的価値を有しているが、出土した遺構や層位、その状況および遺物そのものの内容によってその資料的価値は異なる。また、遺物全体について種類、形状、文様、製作技法等を十分観察して考古学的な分類をおこなった上で、同種・同類のものについては典型的、代表的なものを選択する等の観点も必要になる。これらのことから、実測する遺物の選択は、例えば遺構に伴って出土し一括資料としての価値を有するものは器種構成を可能な限り正確に示すように留意し、竪穴建物床面直上や溝最下層から出土したもの等、遺構の時期を示す資料を重視

する。

なお、報告書においては遺物全体の概要と実測図を掲載した遺物の位置付け、選択の考え方をあわせて説明することが求められる。

④ 遺物全体の検討

前記工程でおこなわれてきた個々の遺物の観察と検討の成果を受けて、遺物全体について、考古学的な知見に基づきながら、種類・製作技法・胎土等の分類、遺物の編年等を検討する作業である。それを踏まえて、報告書に記載する必要がある遺物をあらためて選択する。

⑤ 復元

接合した遺物の欠落部分を石膏等の補填材で復元する作業で、遺物本来の姿を理解しやすくするものである。原則として、写真を報告書に掲載するものを対象としておこなう。土器等の場合、復元後はその断面や内面が観察できなくなるため、実測後におこなうことが原則である。

⑥ 写真撮影

実測図では表現できない遺物の材質感や量感、製作技法、遺存状況等を示すために、報告書に写真を掲載する遺物を撮影する作業である。すべての遺物を撮影する必要はなく、前記③同様の観点で撮影対象を選択する。撮影はかかるべき性能を備えた機材と適切な方法によりおこなう。

⑦ 理化学的分析

考古学的な手法や分析では明らかにしにくい年代測定や環境復元、材質・原産地の鑑定・同定等の分析をおこなうものである。これにより発掘調査の成果が多面的に解析され、遺跡の総合的理解に役立つ。ただし、分析は必要不可欠な範囲について、有効性が確認されている方法によりおこなう。

⑧ 保存処理

出土したままの状態では整理等作業や保管に支障をきたすような脆弱な遺物について、保存のための科学的な処理を施す作業である。遺物の材質や状況に応じて、形状や質感が大きく損なわれないような方法によりおこなう。

ウ 調査成果の総合的検討

発掘調査の成果を報告書にまとめるために、記録類と遺構の整理工程における③ 遺構の検討と、遺物の整理工程における④ 遺物全体の検討の検討成果をあわせて、あらためて総合的に検討する工程である。これにより、報告書の「調査の方法と成果」に記述する個別の遺構・遺物についての基本的内容がまとめられる。その上で考古学上の研究成果を踏まえつつ、必要に応じて周辺の歴史的な情報も収集する等して、遺跡全体の構造や性格、時期的な変遷や展開過程、さらには地域における歴史的位置付け等、報告書の「総括」につながるような総合的検討をおこなう。

調査員が複数の場合には、記載内容について共通理解を得るために、事前に十分な意見調整をおこない、客觀性を保ち齟齬のないようにすることが求められる。

エ 報告書作成作業(別紙7「整理等作業の標準」3)

印刷物としての報告書の形にまとめるための作業である。報告書作成の基本的な作業は、① 文章作成、② トレイス・版下作成、③ 割付・編集、④ 印刷等である。

① 文章作成

後述4の報告書の記載内容を参照して文章を作成する。

② トレス・版下作成

報告書に掲載するために遺構や遺物の実測図をトレスし、さらに他の図面や写真も含めて印刷用の版下を作成する。

③ 割付・編集

印刷物するために文章および図面や写真の配置を割付し、全体を編集する。

④ 印刷

仕様を決め発注して印刷物にする工程である。

記録保存調査にあっては、報告書の内容によって発掘調査全体の成否が左右されることをしつかり認識して各作業を進めることが大切である。

オ 保管・活用に備えた作業

出土品や発掘作業で作成された記録類および整理等作業で作成された資料類は、当該発掘調査に関する行政資料であり、また、発掘調査の成果の活用のために重要かつ不可欠なものであるため、将来にわたって保存活用していく必要がある。したがって、遺跡が所在する地方公共団体で確実に保管し、必要に応じて希望者が利用できる状態にしておく必要がある。教育委員会以外の発掘調査組織がおこなった場合にあっては、調査完了後、出土品や記録類等を遺跡所在地の地方公共団体へ移管する等により、上記の措置が可能なようにすることが求められる。なお、出土品については「出土品の取扱い基準」にしたがって適切に取扱う必要がある¹。

保管する記録・資料や出土品は、火災や災害に備え、種類や内容によって保存・管理方法を工夫する必要がある²。

記録類や出土品は、文化財の普及活動等を通じて積極的に公開し、国民が埋蔵文化財に親しみ、国や地域の歴史についての理解を深めるために活用することが必要である³。

4 発掘調査報告書

(1) 報告書の意義

記録保存調査における報告書は、埋蔵文化財のうち、現状で保存できなかったものに代わって後世に残る記録のなかで最も中心となるものであり、埋蔵文化財に代わる公的性をもつた重要な行政資料である。

したがって、報告書は、発掘作業から整理等作業によって得られた情報を的確に収録したものでなければならないのは当然であるが、それとともに、将来にわたってこれを活用する場合のために理解しやすいものにすることが求められる。

作成に際しては、事実および所見の記述と図面や写真等を体系的・合理的に構成し、利用しやすいものとなるよう細心の注意が求められる。

¹ 「出土品の取扱いについて」平成9年8月13日付け府保記第182号文化庁次長通知。「出土品の取扱いについて」平成24年3月30日付け23教文第658号長野県教育委員会教育長通知。

² 「埋蔵文化財の発掘調査にかかる出土品・記録類の適切な保管・管理について」平成15年1月20日付け14財記念第107号。

³ 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」平成10年9月29日付け府保記第75号文化庁次長通知。

(2) 記載事項とその内容(別紙8「発掘調査報告書の標準」1)

報告書は、記録保存調査に関して実施した行政措置の記録と、発掘作業および整理等作業を経て得られた学術的な成果の記録からなる。

報告書に掲載する基本的項目は、① 経過、② 遺跡の位置と環境、③ 調査の方法と成果、④ 理化学的分析、⑤ 総括、⑥ 報告書抄録等がある。④の理化学的分析は必要な場合に加わるものである。

以下、各項目の記載事項についての要点を述べ、各項目の記載にあたっての留意点については別紙6に示す。なお、報告書の作成にかかる詳細な記載事項については「発掘調査のてびき整理・報告書編」(160-182頁)を参照する。

① 経過

発掘調査を必要とするにいたった開発事業と埋蔵文化財保護との調整、調査体制、調査内容、調査後の保護措置等、開発事業との調整から調査完了にいたる一連の事実を記述する。教育委員会以外の発掘調査組織による報告書にあっては、行政措置の記録は関係した教育委員会から提供する等の対応が求められる。

② 遺跡の位置と環境

遺跡の歴史的な意味を把握する上で不可欠の要素であり、調査対象遺跡を含む一定地域の基本的な地形と自然環境、他の遺跡のあり方等について把握できるよう記述する。

③ 調査の方法と成果

報告書の中核をなす部分であり、通常、最も多くの分量を占める。発掘作業と整理等作業の方法について記述した上で、検出・把握できた遺構の状況、遺構と遺物の関係、遺物全体の出土量・内訳、個々の遺物の要点等にかかる事実を、遺構・遺物の図面や写真を示しながら記述する。調査員が作業途上に思考したことを含め、発掘作業から整理等作業を通して得られたことを的確に記述する。

④ 理化学的分析

発掘調査の成果をより総合的に理解するためにおこなった年代測定、自然環境、産地同定等に関する分析結果がある場合に記載する。ただ単に分析データを掲載するだけではなく、分析をおこなった目的や意図を記述し、その成果を総括にいかすことが求められる。

⑤ 総括

調査の方法と成果の事実記載だけでは発掘調査の成果全体を的確に理解することができないため、その発掘作業によって把握された遺構・遺物から、遺跡全体の構造や性格、時期的変遷等の客観的事実の整理およびその遺跡が地域の歴史のなかでもっている意味、位置付け等を記述する。従来、この項目は「考察」と称されることが多く、その意義付けが明確ではなかったが、その目的・意義を明確に示すために「総括」と呼称する。

⑥ 報告書抄録

発掘調査の基本的情報である発掘調査組織および調査員、遺跡で得られた成果等を所定の様式の一覧にして巻末等に付す。報告書データベースの作成等の利用にも供される。

(3) 記載にあたっての留意事項(別紙8「発掘調査報告書の標準」2)

報告書に必要な事項が記載されていないものや過剰な情報が未整理のまま掲載されているものがあることから、その作成にあたっては、遺跡を理解する上で必要な遺構や遺物を選択する。報告すべき事項、表現する文章、掲載する図面や写真等、全般にわたって調査組織全体で綿密な検討をおこない、当該遺跡に関する情報を的確かつ簡潔に表すことが求められる。

また、個々の遺構、遺構相互の関係、層位関係、遺構と遺物の関係等について、総体に矛盾のないように整合した説明をおこない、その説明と図面や写真等との関係が検索しやすく、使いやすいものとなるように、利用する側の立場に立って理解しやすい構成・表現を工夫することが求められる。特に調査面積が大規模で遺構・遺物が膨大に検出されたため報告書に記載すべき事項が多い場合であっても、必要な情報を簡潔にまとめるよう努める。

なお、報告書においては文章による記述が主要な部分を占めるのであるから、客観的事実と調査員の所見を体系的・論理的に表現し、理解しやすい文章表現を心がけることが求められる。

(4) 体裁

報告書は、現状保存できなかった遺跡の内容を示す唯一の記録刊行物であることから、長期間にわたって保存が可能な印刷方法、製本方法、紙質等を適切に選択する必要がある。ただし、過剰に華美な体裁のものとすることは避けなければならない。

現在の報告書は印刷物が一般的であるが、デジタル技術は急速に進歩し普及しつつあり、それを導入した報告書のあり方についても、今後、検討しておくことが望ましい。

(5) 刊行(別紙9「発掘調査報告書の配布」)

現状保存できなかった遺跡の記録を広く活用できるようにするためにには、報告書は印刷物として複数作成され広く配布されて、所要の場所において保管・公開されることが求められる。そのことは、行政における情報公開にも資するものである。以上のことから、現在、発掘調査成果の公表は報告書の刊行と配布によっておこなうのが一般的である。

報告書の刊行は、発掘調査単位でおこなうのが通常であるが、刊行の形は個々の印刷物でおこなう必要はない。同じ遺跡で発掘調査が数次にわたる場合にはそれらの報告書を同一の印刷物にまとめて掲載したり、対象面積が狭小で得られた情報が少ない場合には年報等に掲載したりする等、調査の進行や規模等に応じて適切な方法を選択することも考えられる。

報告書の刊行部数と配布先は、後述する報告書の保管・公開の観点から判断する。

報告書の刊行は、報告書の完成が発掘調査の完了であること、調査成果は可能な限りすみやかに公表する必要があることから、発掘作業終了後おおむね3年以内におこなう。発掘作業が長期にわたる場合、あるいは整理等作業が長期に及ぶ場合等、やむをえない事情により3年以内に刊行できない場合は、概報(報告書の刊行に先立ち、主に遺構に関する事項を中心とした調査成果の概要を記した刊行物。後に報告書が刊行されることを前提に刊行するもの。)を刊行したり、調査の概要を発掘調査組織の年報に掲載する等の措置を執る。

(6) 保管・公開

報告書は、調査対象遺跡の所在する地方公共団体において保管し公開活用に供することが求められる。したがって、地方公共団体は自ら刊行した報告書のほかに、管内で行われた発掘調査にかかわる報告書を将来にわたって確実に保管するとともに、自らの刊行した報告書については、関係の地方公共団体・発掘調査組織・図書館・博物館等へ配布し、発掘調査の成果を国民が広く共有し、活用できるような措置を講ずる。当該報告書にかかわる遺跡の所在地においては、公開が図れる施設に配布し、地域住民が利用しやすいよう配慮することが望ましい。このことは教育委員会以外の発掘調査組織が刊行した報告書についても同様であるから、教育委員会は、報告書の入手・保管・公開等の指導その他の措置をとることが求められる。

報告書の印刷過程で製作したデジタルデータは電子媒体によって公開することも可能となる

ため、製版を終えたデジタルデータも報告書の成果品に加えて、適切に保管しておくことが望ましい。なお、印刷物等には著作権が生じる。Web公開も含め、報告書の利活用について、十分に開発事業者の理解を得ておく必要がある。また、報告書の配布を受けた機関においては、確実に保管し、かつ、利用希望者に公開できるように管理する。

報告書は、発掘調査の結果を客観的に記録したものではあるが、内容は専門的であり、それによって必ずしもすべての国民が調査成果を地域の歴史に結びつけて理解できるものではない。したがって、地方公共団体は、住民向けのわかりやすいパンフレットや概説書等の普及資料の作成、遺物・関係資料の展示、講演会等を積極的に実施し、埋蔵文化財の価値、発掘調査の意義等に関する理解の向上に努めることが求められる。

なお、資料の保管と活用にかかる留意点等については「発掘調査のてびき 整理・報告書編」184-191頁を参照する。

第4章 記録保存調査の積算基準

記録保存調査の期間と経費を算定するための積算基準は、開発事業者をはじめとする国民の理解と協力を得るため客観的、合理的なものである必要がある。

長野県基準は、一定の性格・立地・内容等の遺跡で一定の条件下での記録保存調査であれば、発掘調査組織や調査の原因となった開発事業の種別を問わず積算できるように作成した。しかし、南北に広い長野県では遺跡のあり方に地域性があるため、長野県基準を参考にして、各市町村ごとの実績を踏まえて、個別の事業に対応して運用することが適当である。

1 発掘調査の工程と必要経費(別紙10「記録保存調査の工程と必要経費」)

記録保存調査の積算は、発掘作業から報告書の作成にいたる作業工程により、その総作業量を見積ることにより、調査にかかる期間と経費を算出することとなる。各作業工程において必要となる人員、施設、機材は別紙10のとおり多様なものがあり、積算するにあたっては、そのなかから当該調査に必要となる作業項目や施設、機材等を抽出し、それぞれに適した費目を選択する。

(1) 積算の前提条件

発掘作業は、土壤を掘削する作業と遺跡を記録する作業とからなる。よって、作業経費は、掘削土量に対する作業量と記録作成の作業量で大枠が決定する。掘削土量は、重機等の機材利用に伴う部分と人力によってなされる部分がある。人力による発掘作業は、通常の場合、作業員の延べ人数によって決定される。

ア 作業員

積算基準にかかる作業員は土木建設作業に従事する普通作業員ではなく、通常、発掘作業に従事している臨時の雇用の作業員である。1日の実労働時間は、昼休みと休息時間を除いた6.5時間とする。

イ 調査員

1人の調査員が指揮監督できる作業員数は10人を上限とする。掘削面積や遺構の内容、作業内容、作業員の熟練度等により、6~10人までの適当な範囲において増減するものとする。

ウ 作業日数と期間

1ヶ月当たりの作業日数は、調査員および作業員ともに16日を標準として算出する。長野県では、降雪・凍結のため適正な記録をとれない冬期間(12月~2月ないし3月)は、原則として発掘作業をおこなわない。

エ 立地の定義

遺跡の立地は、文化庁標準の「台地」に「丘陵」を、「平地」を「低地」に変えて「扇状地」を加え、本県独自に「傾斜地」と「低湿地」の標準歩掛を設定する。

「台地・丘陵」の土質は主にローム・粘土等が含まれ、相対的に堆積土は薄い。「低地・扇状地」は相対的に堆積土が厚いものの、基本的に湧水はなく強制排水処理を要さない立地を想定している。なかでも扇状地は、地形の性質上、礫を多量に含む場合が多い。「傾斜地」は安全対策や排土処理に十分な配慮が必要で、「低湿地」は効率的な排水処理を施して調査環境を整えなければならない等の制約がある。

(2) 発掘作業の積算

発掘作業では、機械掘削(表土等)、人力掘削(包含層掘削、遺構検出、遺構掘削)、記録(測量、写真撮影)、その他(諸作業)がある。

機械掘削の作業量は土量を積算基礎とし、掘削対象となる土量を重機の作業量で除することにより算出する。ただし、通常の掘削作業とは異なり遺構や遺物を破壊しないよう慎重な運転が必要になるほか、作業ロスや土量誤差を勘案し補正係数を設ける。

人力掘削にかかる作業量も土量を積算基礎とし、発掘対象となる土量を作業員の歩掛で除することにより算出する。その作業量は工程ごとに立地の違いによる標準歩掛を定めるとともに、歩掛に影響を及ぼす要素を補正項目として設定し、その補正項目の内容、程度に応じた補正係数を定める。

ア 表土等掘削作業(参考3「重機台数の積算算出表」)

表土や搅乱、上位遺構検出面と下位遺構検出面の間に堆積する無遺物層等、考古学的調査を要しない土層の掘削作業は、通常、掘削用重機を用いる。

発掘調査範囲の面積や立地条件、堆積状況の複雑さにより、重機のサイズは異なるが、参考3の重機台数の積算算出表はバックホー 0.45 m^3 を標準として示した。

また、運搬用重機も条件により変化する。整備された作業道や公道の運搬にはダンプトラックを使用する方が効率的だが、参考3では、発掘区内での運搬を想定してクローラーダンプ10tを標準として示す。

掘削用・運搬用重機については、個別に遺跡の環境や土量、作業内容等を勘案しながら、機種や大きさを選定する。

イ 包含層掘削と遺構検出作業(参考4「作業員数の積算算出表」)

包含層の掘削は、遺物の出土量が比較的多量で小型の掘削具を使う場合を想定し、遺跡の立地条件として「台地・丘陵」、「低地・扇状地」、「傾斜地」および「低湿地」の各区分で、それぞれの標準歩掛を次のとおり設定する。

立地	台地丘陵	低地扇状地	傾斜地	低湿地
標準歩掛	0.7	0.5	0.4	0.3

補正項目は土質と遺物内容のふたつの要素が関係する。補正係数は土質が硬く礫を多量に含む場合は0.8、土は硬いが礫は少ない場合は0.9とし、遺物が多量の場合は0.7とする。

遺構検出作業は一次包含層を包摂し、遺物の出土量が比較的多いため小型の掘削具を使う場合を想定し、遺跡の立地条件と立地ごとの標準歩掛は包含層掘削と同様の区分で設定する。

補正項目は遺構密度と遺構識別難易度のふたつの要素が関係し、補正係数は遺構密度が高い場合は0.7、遺構の識別が困難な場合は0.6、容易な場合は1.1とする。

ウ 遺構掘削作業

遺構掘削に要する土量は実質調査面積のうち遺構が占める割合を乗じて出した面積に、遺構の平均的な深さを掛けて算出する。

遺跡の立地条件と立地ごとの標準歩掛は次のとおり設定する。

立 地	台地丘陵	低地扇状地	傾斜地	低湿地
標準歩掛	0.4	0.4	0.3	0.2

補正項目は土質と遺構内容および遺物内容の三つの要素が関係する。補正係数は、まず土質について硬い場合 0.9、柔らかい場合 1.1 とする。次に遺構の内容によって、濃密複雑な場合を 0.8、希薄容易な場合を 1.1、さらに遺物の内容によって多量な場合を 0.9、少量の場合を 1.1 とする。

エ 全工程に関する補正項目

冬期間は、土壤の凍結および融解の影響や日照時間により作業時間が制約される。したがって、やむをえず発掘作業をおこなう場合の補正係数を 0.5 とする。

オ 記録作成作業と諸作業

記録作成作業には、測量と写真撮影がある。測量には遺構平面図や詳細図・断面図の実測、遺物の出土状況の実測やドットマップの作成、遺物の取上げがあり、写真撮影には清掃作業、足場設営が含まれる。

主に作業員が手測量する標準歩掛は、遺構掘削に要する作業量と記録作成の作業量が相関することから、遺構検出および遺構掘削作業にかかるすべての作業員数に一定の比率を乗じて算出する。また、写真測量を実施する場合や追尾式トータルステーションを使用する場合は、それについて人力作業量から除く。

ここでは、遺構検出および遺構掘削作業にかかるすべての作業員数に標準歩掛 0.15 を乗じて、作業員数を算出する。補正係数として、遺構・遺物が単純・少量の場合は 0.6 を、複雑・多量の場合は 2.0 を乗ずる。なお、写真測量や追尾式トータルステーション等を用いた測量により記録作成作業を省力化できる場合は、補正係数 0.6 を用いる。

諸作業は、発掘の準備作業や撤収作業、雨後の排水作業、現場管理にかかる足場や柵等の労務作業等、発掘作業において必要となるさまざまな作業すべてを含む。標準歩掛は作業員の人力掘削作業と記録作成作業をあわせた作業量(作業員数)に 0.1 を掛けて算出する。

カ 発掘調査経費の構成と費目(参考5「埋蔵文化財発掘調査積算書」)

発掘調査費の内容は、調査に要する直接的な経費である調査費が最も基本となるものである。このほかに調査員の人工費が必要となる。また、発掘調査を実施する調査組織の運営・管理等をおこなうための間接的な経費である事務費も必要となる。したがって、調査経費の組立は、下表に示すように直接経費と間接経費とに分け、直接経費については調査費と調査員人工費とに分けるのが適当である。

なお、積算に用いる個別の単価は市町村が定めた基準とし、それにより難い場合は県や国土交通省等が定めている各種の基準単価を踏まえて定めることとする。

以下、発掘調査経費の構成と費目および留意点を示す。

【直接経費】		
調査費		
共済費	日々雇用の臨時職員および作業員等の労災・雇用・社会保険等	雇用保険および社会保険等は、適用の有無を審査の上で、必要に応じて加入する。
賃金	日々雇用の臨時職員および作業員	通勤手当がある場合は含めて積算する。
報償費	外部指導者等の謝金等	原稿執筆にかかる経費は、報告書 1P (1,800 字程度)当たり 1 日分とする。ただし、調査分析を伴う場合は委託料に含める。
旅費	調査に伴う旅費、職員旅費、外部指導者招へい旅費等	宿泊料や高速道路使用料を含める場合は、賃借料・使用料に宿舎借上料や高速道路使用料は計上しない。
需用費		
・消耗品費	発掘用具、文具、フィルム等	1,000 m ³ 未満の発掘作業の場合は実費を積上げて積算する。1,000 m ³ 以上の場合は下記の計算式による。
・印刷費	写真現像・焼付、コピー、報告書印刷費等	報告書の印刷部数は 300 部を上限とする。印刷製本費には報告書配布の配送料を含む場合がある。
・光熱費	水道・電気等	
・燃料費	ガソリン・灯油・プロパンガス等	
・修繕費	発掘機材等の修理等	
役務費		
・通信		
・運搬費	通信費・運搬料等	運搬費は、通常の場合、往復、ドライバー 1 名付、燃料・高速料金込みとする。ただし、賃借料等に運搬費を含む場合は二重計上しないよう留意する。
・手数料	し尿汲取り料、契約手数料、損害賠償等保険料	地方公共団体の場合、契約手数料は不要である。
委託料	掘削、測量、航空撮影、科学分析、保存処理等	
使用料・賃借料	重機、発掘調査器材、現場事務所プレハブ、土地等	現場事務所等プレハブの棟数は、調査員棟は 2 名当たりユニット(約 13~15 m ²) 1 棟、作業員棟は 8 名当たりユニット(面積同) 1 棟とする。トイレも 8 名当たり 1 棟とするが、男女別に最低 2 棟設置する。倉庫は発掘面積 3,000 m ² までごとに 1 棟とする。
工事請負費	安全対策、仮設、現場事務所プレハブ設置等	安全対策は防塵・防音対策も含む。矢板打設等の特殊工事は、原則として事業者が実施する。
原材料費	木材および骨材等	
補償費	農作物・立木補償等	
調査員人件費		
	調査員の給与・手当及び共済費等	

【間接経費】		
人件費	事務職員、管理職等の人件費	
その他経費		個々の経費を積上げて積算するのが望ましいが、直接(特定)経費に一定の諸経费率を掛け算出する方法もある。

※ 消耗品費 実質調査面積 1,000 m²以上の消耗品費の積算は次のとおりとする。

- 新規の発掘作業の場合 実質調査面積(h) × 単価(A) + 定数(B)
- 繼続の発掘作業の場合 新規発掘作業の消耗品費 × 0.7
- 整理作業の場合 新規発掘の消耗品費 × 0.3 + 定数(B)

h=実質調査面積(m ²)	単価(A) および定数(B)	
<1,000	積上げ方式	
1,000=< h < 5,000	A=140 円	B=200,000 円
5,000=< h < 10,000	A=120 円	B=300,000 円
10,000=< h < 15,000	A=80 円	B=700,000 円
15,000=< h < 20,000	A=60 円	B=1,000,000 円
20,000=<	A=40 円	B=1,400,000 円

(3) 整理等作業の積算

ア 整理等作業と歩掛

整理等作業に関する積算には、発掘作業の積算と同様に、作業工程ごとに作業量を積上げていく方法が望ましい。それには、発掘作業期間や検出遺構数、出土遺物量や内容を前提として、多種多様な作業歩掛と補正係数、整理対象とするものの選択基準を含むきめ細かい作業標準を定める必要がある。

今回の基準は、作業工程ごとの作業量の積上げ実施例が少なく、実績が不足していることから、以下に述べるところを前提に当面の目安として作成した。

整理等作業は、出土した遺構・遺物の数量や内容によって大きく変動する。遺構・遺物の数量が増加すれば作業量はそれに応じて増加する。遺構・遺物の数量や内容は、発掘作業における作業員等の延べ人数に反映されることから、発掘作業量と整理等の作業量は一定の相関関係にある。したがって、整理等作業に要する作業員・調査員数を算出する方法として、発掘作業に要する作業員数・調査員数を基礎として一定の比率を乗じて算出する。

整理等作業に要する作業員の延べ人数の標準歩掛は、発掘作業に対して 0.4 とする。

補正項目は発掘作業日数と遺物量および遺物内容の三つの要素が関係する。補正係数は、まず発掘作業日数について 60 以上の場合を標準とし、60 日以下 31 日以上の場合 1.5、30 日以下の場合 2.5 とした。次に遺物量によって、1,000 m²あたりの出土量が 5 ~ 30 箱を標準とし、5 箱以下の場合 0.5、30 箱以上の場合 2.0 とした。さらに遺物の内容によって、やや複雑な場合は 1.5、複雑な場合は 2.0 とした。

なお、整理等作業の標準歩掛は、整理作業員が遺物の実測・トレースをおこなう場合を前提としているが、これらの作業を調査員がおこなう場合は、それに応じた一定の補正が必要となる。

イ 発掘作業との人員編成比

整理等作業の標準歩掛は、発掘作業において調査員1名が指揮監督する作業員数が10人以内で実施した場合のデータから導いたものであり、大規模な調査や調査補助員が投入される場合等には、これより多くの作業員を監督することがあり、発掘作業量に対する調査員数の割合が相対的に低くなる。このような場合には、発掘作業における調査員と作業員の人員編成に応じた整理作業員数に補正することが望ましい。

ウ 発掘調査報告書の頁数

報告書の中核をなす調査の方法と成果や総括の頁数は、実質調査面積と遺構密度および遺物量によって左右される。県内主要5市と県埋蔵文化財センターが過去10年間に発行した報告書の頁数と実質調査面積の関係をみると、実質調査面積5,000m²までの場合はすべて10m²以上あたり1頁を要し、5,001m²を越える場合はすべて20m²以上あたり1頁となる。

一方、前付(序文、凡例、目次)や後付(抄録、奥付等)、調査経過、遺跡の位置と環境はすべての報告書にあって一定であり、おおむね20頁前後に収まる。

したがって、発掘作業前に積算する場合の報告書の頁数は次の式で求めた値を目安とする。

A=実質調査面積

1～5,000 m ² の場合	A / 10 m ² + 20 頁
5,001 m ² ～の場合	(A - 5,000 m ²) / 20 m ² + 520 頁

実際の報告書の分量は、発掘作業によって検出された遺構や遺物の規模や内容に応じて定まるものであるから、発掘作業後に開発事業者と調整の上で適正な分量に修正することが適当である。また、地域にとって重要な遺跡や外部の学識経験者の指導等により、特に詳細な記述が必要となる場合は、報告書の頁数について、事前に開発事業者の理解を得た上で作成する。

2 経費積算上の留意点

(1) 発掘作業経費の積算

ア 積算に備えた調査の実施

発掘作業に要する経費の積算を適切におこなうためには、過去の発掘調査結果や事前調査によって、基本的な層序や遺構面数、遺構の内容や密度、遺物の内容や量等の遺跡の内容を正確に把握することが前提となる。これらの事項について把握されたデータや知見が掘削対象となる土量、土質・遺構・遺物等の補正項目の判断材料となる。

これらの事項を的確に把握するためには、遺跡ごとに事前調査の範囲・方法を工夫した上で、専門的知識と経験を備えた者が各事項にかかる判断をおこなう必要がある。

イ 委託業務との関係

発掘作業のうち掘削、測量、作業員の雇用等の業務を業者へ委託するかどうかや工事請負により発掘作業をおこなうかどうかについては、事業規模、遺跡の内容等を勘案し、発掘調査の効率化やそれに伴う経費節減の観点を踏まえて採否を判断する必要がある。

なお、外部に委託する業務についてはそれぞれの業務に即した適正な基準に基づく設計仕様によることとし、施工を適正に監理しなければならない。

ウ 積算の変更に伴う措置

調査の進行に伴って、遺構・遺物の内容が明らかになり、それによって当初の積算が実態と異なることが明らかになった場合は、開発事業者と協議をおこない、調査経費の変更等の措置を執る。その場合は、開発事業者に対して長野県基準に則して変更内容を説明しなければならない。

(2) 整理等作業の経費の積算

報告書の作成までを含めた整理等作業の経費は、遺跡の内容が十分に把握されていれば、発掘調査着手前に発掘作業経費とともに概算を見積もることが可能である。しかし、発掘作業量は発掘調査の進行に伴い修正を要する場合があり、その場合は、発掘作業量をもとに積算された整理等の作業量についても変更する必要が生じる。また、遺物の内容等に応じて補正が必要となることもある。このことから、整理等作業の積算は発掘作業が完了した段階で別途におこなう方がより正確なものとなる。ただし、発掘調査に着手する前に、これに要する経費全体を積算する必要がある場合は、変動が生じる可能性を説明した上で積算をおこない、整理等作業の着手までの適切な時期に見直しをおこなう。

第5章 更新と見直し

発掘作業および整理等作業にかかる技術の向上・改善に伴い、必要に応じて長野県基準を見直し更新をおこなうものとする。

附則

長野県基準は平成25年4月1日から施行する。

【参考資料】

- 1 長野県遺跡調査指導委員会 職名は委員退任時

小野 昭	明治大学特任教授	H15~23
工渠善通	大阪府狭山池博物館長	H12~23
丸山敵一郎	上伊那考古学会会長	H12~23
笹澤 浩	長野市文化財保護審議会委員	H15~23
会田 進	長野県考古学会会長	H17~23
高橋龍三郎	早稲田大学教授	H22~23
戸沢充則	明治大学名誉教授	H12~22
樋口昇一	長野県文化財保護審議会委員	H12~15
桐原 健	長野県考古学会会長	H12~17
- 2 長野県基準検討部会・長野県埋蔵文化財の整備充実のための協力者会議

青木和明	長野市教育委員会	坂井勇雄	飯田市教育委員会
千野 浩	同上	羽生俊郎	同上
飯島哲也	同上	大竹幸恵	長和町教育委員会
三石宗一	佐久市教育委員会	和田和哉	山形村教育委員会
林 幸彦	同上	大竹憲昭	長野県埋蔵文化財センター
直井雅尚	松本市教育委員会	上田典男	同上
守矢昌文	茅野市教育委員会	岡村秀雄	同上
小林深志	同上	綿田弘実	同上
小池岳史	同上	市川隆之	同上
小林健治	同上	河西克造	同上
馬場保之	飯田市教育委員会	鶴田典昭	同上
下平博之	同上	谷 和隆	同上
- 3 長野県基準の検討経過

平成 12 年 12 月 文化庁が「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について」を通知(府保記第 78 号)。

平成 13 年 2 月 長野県遺跡調査指導委員会に「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算基準について」を報告

 - ① きちんとした発掘調査が実施されることが基本である。
 - ② 市町村の発掘調査の実態把握をし、まず、調査内容の標準を考えていく必要がある。
 - ③ 調査経費にかかわる県と市町村の格差をどのように解消していくかが課題となる。

平成 13 年 7 月 長野県遺跡調査指導委員会に「積算基準」策定にかかる関東甲信越静ブロックの状況を報告。

 - ① 報告書の内容にかかわる基準も必要になる。
 - ② 東京都のようにすべての調査組織を対象とした基準を長野県で作成できるだろうか。
 - ③ 発掘作業や整理等作業の補正係数をどのように設定するかが課題である。
 - ④ 他の都道府県の状況をみながら検討すればよい。拙速に作成しないように気をつけること。

平成 14 年 7 月 長野県遺跡調査指導委員会で長野県基準策定へ向けての方針とスケジュールを説明。

- 平成 15 年 1 月 第 1 回長野県基準検討部会
① 発掘作業の工程にかかる標準について
② 報告書の要件と基準について
- 平成 15 年 10 月 第 2 回長野県基準検討部会
① 関東甲信越静ブロックの積算基準の検討
② 「調査・作業工程の標準」について
③ 検討の進め方・スケジュールについて
- 平成 16 年 2 月 市町村教育委員会に発掘調査にかかる実態調査を実施。
- 平成 16 年 7 月 第 3 回長野県基準検討部会
○ 「記録作成を目的とする発掘調査の標準」(案) を承認
- 平成 16 年 11 月 長野県遺跡調査指導委員会に「記録作成を目的とする発掘調査の調査標準」(案) を報告。
- 平成 16 年 12 月 文化庁が「行政目的でおこなう埋蔵文化財調査の標準について」を通知
【検討作業中断】
- 平成 22 年 3 月 文化庁が「発掘調査のてびき」を発刊
- 平成 22 年 6 月 市町村文化財行政担当者会議であらためて長野県基準策定について報告。
- 平成 22 年 8 月 長野県遺跡調査指導委員会で、あらためて「記録保存を目的とする発掘調査の標準と積算基準」の作成方針とスケジュールを報告。
- 平成 22 年 9 月 第 4 回長野県基準検討部会
① 長野県基準策定の経緯と目的について
② 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて
③ 発掘作業の標準について
④ 整理等作業および報告書作成の現状について
- 平成 22 年 11 月 第 5 回長野県基準検討部会
① 発掘作業の標準について(前回の検討内容について)
② 整理等作業および報告書にかかる標準について
③ 発掘調査にかかる積算標準について
- 平成 23 年 2 月 第 6 回長野県基準検討部会
① 発掘作業から報告書作成にかかる標準について
② 発掘調査にかかる積算標準について
③ 今後のスケジュールについて
- 平成 23 年 4 月 長野県基準について文化庁記念物課埋蔵文化財部門の指導を得る。
- 平成 23 年 5 月 長野県遺跡調査指導委員会で長野県基準の指導を得る。
① 内容およびスケジュールについて了解
- 平成 23 年 6 月 第 7 回長野県基準検討部会
① 文化庁からの指摘事項について検討および意見交換
- 平成 23 年 7 月 暫定版の配布
- 平成 24 年 2 月 暫定版について市町村から意見聴取
- 平成 24 年 3 月 第 8 回長野県基準検討部会
① 暫定版の調査標準部分について意見交換
- 平成 24 年 5 月 第 1 回長野県埋蔵文化財の整備充実のための協力者会議
① 暫定版の積算基準部分について意見交換
- 平成 24 年 6 月 第 2 回長野県埋蔵文化財の整備充実のための協力者会議
① 暫定版の修正案について意見交換
- 平成 24 年 7 月 修正案について文化庁記念物課埋蔵文化財部門の指導を得る。
- 平成 24 年 11 月 修正案について市町村埋蔵文化財担当者研修会で説明する。

